

茨城工業高等専門学校修学支援事業基金に関する要項

〔 令和元年6月13日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構修学支援事業基金規則に定める基金のうち、本校での使用の条件が付されている寄附金(以下「修学支援事業基金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 修学支援事業基金は、経済的な理由で修学に困難がある学生に対して「留学支援、給付型奨学金、授業料の免除」に関する支援を行うことを目的とする。

(使用)

第3条 修学支援事業基金は、寄附金申込書に記入されている寄附の目的に添って使用しなければならない。

(助成)

第4条 修学支援事業基金による助成は、以下のとおりとする。なお、寄附の目的が複数で授業料免除を含む場合は、原則として授業料免除に使用する。

(1) 留学支援

- ① 海外留学を希望する者で、日本学生支援機構の海外留学のための給付型奨学金へ応募し、選考により不採用となった者に助成する。
- ② 助成対象者の家計基準は以下のとおりとする。
 - ・日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たす者。
 - ・日本学生支援機構の給付奨学金を受給していない者。

(2) 奨学金

学生が学資を貸与又は給付を希望した場合は、学生委員会において審議し、校長が可否及びその支給額を決定する

(3) 授業料の免除

- ① 修学支援法に定める授業料減免対象外となった者に助成する。
- ② 助成対象者の学業及び家計基準は以下のとおりとする。
 - ・大学等における修学の支援に関する法律施行規則第10条第2項第1号・第2号の学力基準を満たす者。
 - ・大学等における修学の支援に関する法律施行令第2条第2項に規定する減免額算定基準額が、100円未満(第I区分)に該当する者。
- ③ 助成額は各期分について50,000円とする。ただし、修学支援事業基金の残額が少なくなった場合の助成は、当該期において当該残額を助成対象人数で按分した額を助成する。

(事務)

第5条 本要項に関する事務は、学生課が行う。

附 則

この要項は、令和元年6月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年2月14日から施行する。